

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準【新旧対照表】

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価方式実施要領の運用基準</p> <p>1 趣旨 新潟市建設工事総合評価方式実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、新潟市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 総合評価点の算定方法 総合評価点は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、実施要領第 11 条第 2 項及び第 12 条第 4 項の規定により失格とはならないものについて、次の算式により算定する。 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p>3～8 （省略）</p> <p>9 工事成績評定の減点 （1）（省略） （2）技術資料に記載された「配置技術者の能力」が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×（<math>\alpha - \gamma</math>）／<math>\alpha</math>（小数点以下第 1 位四捨五入整数止） <math>\alpha</math>：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点 <math>\gamma</math>：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 ただし、下記の場合は、減点対象としない。 ・配置技術者が死亡、傷病、出産、介護又は退職により交代となり、新たな配置技術者の能力が、技術資料に記載された能力を満足できない場合。</p> <p>（3）（省略）</p> <p>10 実施要領の様式 実施要領の規定による様式は、次のとおりとする。 （以下省略）</p>	<p style="text-align: center;">新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準</p> <p>1 趣旨 新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、新潟市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 総合評価点の算定方法 総合評価点は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、試行要領第 11 条第 2 項及び第 12 条第 4 項の規定により失格とはならないものについて、次の算式により算定する。 総合評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p>3～8 （省略）</p> <p>9 工事成績評定の減点 （1）（省略） （2）技術資料に記載された「配置技術者の能力」が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×（<math>\alpha - \gamma</math>）／<math>\alpha</math>（小数点以下第 1 位四捨五入整数止） <math>\alpha</math>：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点 <math>\gamma</math>：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p> <p>（3）（省略）</p> <p>10 試行要領の様式 試行要領の規定による様式は、次のとおりとする。 （以下省略）</p>	<p>試行を実施に変更</p> <p>試行を実施に変更</p> <p>試行を実施に変更</p> <p>試行を実施に変更</p>

新	旧	備 考
<p>1 1 その他</p> <p>(1) この基準は、令和7年4月1日以降の入札公告に適用する。</p> <p>(2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。</p>	<p>1 1 その他</p> <p>(1) この基準は、令和6年4月16日以降の入札公告に適用する。</p> <p>(2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。</p>	